

COVID-19（新型コロナウイルス）の検査体制について

当院では、発熱や感冒症状などで新型コロナウイルス感染が疑われる際に、鼻咽頭からの検体採取による抗原検査を行ってきました。2021/11/1 から PCR 法と同等の核酸増幅検査の一つである NEAR 法をもちいた、新型コロナウイルスの遺伝子検査が院内で可能になりました。より精度が高い診断が可能となります。

核酸増幅検査による COVID-19（新型コロナウイルス）

陰性証明について

核酸増幅検査（NEAR 法）の導入により、出入国や仕事・個人的な事情で陰性証明が必要な方への検査が可能となります。

検査対象となる方

- ・ 年齢は問いません。
- ・ 検査日より前 2 週間から体調がよく、発熱や咳、鼻水などの感冒症状やその他の症状を認めていない方
- ・ 新型コロナウイルス感染への陰性証明が必要な方（出入国に伴う陰性証明、企業活動に伴い陰性証明が必要、高齢な方や基礎疾患がある方などに接する前に陰性を確認したい、など）

検査方法

- ・ 鼻腔からの綿棒での検体採取による核酸増幅検査（NEAR 法）
- ・ 検査から証明書作成まで 1 時間前後で実施可能

検査費用

- ・ 保険外診療（自由診療）となります。診察、検査、陰性証明書の費用を合わせて 25000 円 追加の陰性証明書が必要な場合、1 通につき 1650 円 カードでの支払いはできません。

証明書について

- ・ 海外渡航に必要な証明書は、厚生労働省の書式を用いております。パスポート番号などの記載が必要な場合は、わかるように身分証明書を持参して下さい。
- 渡航国によっては別に必要な検査や指定の書式がある場合があります。大使館 HP などでご確認のうえ、検査を受けるようお願いいたします。
- ・ 検査採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが 72 時間以内であることが求められます。

ご不明な点があれば小児科外来受付（0587-54-1101）にご相談ください。